２０１３年　県議会６月定例会

渡辺ゆり子県議
予算特別委員会質問

（大要）

2013 年 8 月

日本共産党山形県議会議員事務所

【 質問項目 】

1.　憲法 96 条の改正について 3

2.　東京電力福島第一原子力発電事故による山形県の損害賠償について 4

3.　避難者の民間借り上げ住宅の長期延長について 5

4.　生活保護基準の切り下げに伴う他制度への影響について 6

5.　生活保護法改正による県の対応について 7

6.　看護職員需給見通しなど看護師確保状況について 9

7.　日本海病院独立行政法人化に伴う県職員引き上げ状況と大量採用について　9

8.　看護需給ギャップが大きい。もっと支援が必要ではないか。 10

9.　介護労働調査　「もっと専門職としての位置づけを」 11

10.　県立庄内海浜自然公園計画の未策定と風力発電計画について 12

※本文は 2013 年 6 月 24 日に渡辺ゆり子県議が山形県議会予算特別委員会で質問した大要です。

１．憲法 96 条の改正について

渡辺ゆり子委員

日本共産党の渡辺ゆり子です。

憲法改正について触れたいと思います。衆参の憲法審査会が設置され自民党は改正素案を発表し、まずは手続きからと憲法 96 条改正の動きがあります。国会議員の２／３以上の賛成が必要とされる改正発議のハードルを過半数に下げようとの内容です。元自民党幹事長・古賀誠さんは６月２日付け赤旗紙上で現行憲法の平和主義・主権在民・基本的人権という崇高な精神は尊重されなければならない。中でも平和主義は世界遺産に匹敵すると語り、改正手続きのハードルを下げることに反対を表明されました。現憲法は前文の平和的生存権の理念、我らは全世界の国民が恐怖と欠乏からまぬがれ平和のうちに生存する権利を有するが盛り込まれ、平和条項の９条や後で取り上げます生活保護制度の根幹となる生存権を規定した２５条などに具現化されています。また、帝国憲法にはなかった地方自治が８章に規定されており、憲法改正の動きは今後の地方自治や自治体のあり方と密接に関わるものだと考えます。吉村知事は知事の立場から、これら憲法改正の動きをどう見ておられるのか。特に９６条改正をめぐって、どうお考えか。お聞きをしたいと思います。

吉村知事

憲法改正は、これまでも様々な議論がなされてきたところでありますが、憲法はわが国の法制度の根幹となるものであります。憲法でうたわれる、国民主権、基本的人権の尊重さらには平和主義といった基本理念を大切にしながら、時代の推移や社会情勢を踏まえつつ、様々な観点から憲法のあり方について、国民的議論を深めていくことが重要と考えております。

このたびの憲法改正の動きにおきましては、憲法第９６条で定められている憲法改正の発議要件について、現在各院の総議員の２／３以上の賛成を要するとされているものを過半数に緩和することに焦点があられております。これは憲法改正の要件に関する改正でありますが、現在の厳しい発議要件を緩和して、憲法改正の議論を現実的なものにしていくべきとの意見がある一方で、手続き論に加え憲法に定められている基本的人権や統治機構等についても議論すべきだ改正手続きの先行改正ついては慎重な立場の意見や、改正を容易にする発議要件の緩和すべきでないという反対意見など政党間においても意見が分かれている状況にあるものと認識しております。

私に対してどう考えるか、ご質問でありますけれども、わが国法制度の根幹である憲法の重要性を考えますと、諸外国を見ましても、先進国でも改正のハードルが大変高くなっているところが結構あります。改正のハードルを低くすることはいかがなものかと考えているところであります。

憲法改正は、最終的に国民投票にゆだねられるものでありますので、これからの日本の憲法のあり方について、国民が広く関心を持って、本質的な部分を国民的議論でさらに深めていくことが望ましいのではないかと思います。

渡辺委員

９６条についてハードルを下げるのはいかがなものかとの答弁がありましたけれども、憲法の研究者が９６条の会を発足しまして、憲法の改正権を使って改正規定を変えることは問題があると。ゲームの当事者がゲームをやり易くする、ルールを変えるようなものだ指摘をして反対も表明をされています。知事は疑問があるとおっしゃった。その通りだと思います。憲法については日本共産

党、また９条の会の運動、平和主義、様々な規定を尊重していかなければならないと、私は思っています。県政やくらしの中にも多くの住民、国民が意識で日々の生活を送っていただきたいと思います。

2. 東京電力福島第一原子力発電事故による山形県の損害賠償について

渡辺委員

東日本大震災と原発事故から２年３ヶ月以上が経過しましたけれども、大災害の傷は大きく特に人々や地域の復興は緒についたばかりです。原発事故も収束しておらず、汚染水処理の問題は深刻な現状です。原発の問題について触れたいと思います。

昨年、2012 年 3 月 12 日の予算特別委員会で私は県として、原因者である東京電力に対して原発事故対応の損害賠償請求を行うべきと質問して、吉村知事は「原発事故で余儀なくされた経費は県民負担とすべきでないのは明らか、項目を整理して市町村と連携して損害賠償請求を行う」と答弁されて実行されました。その後、企業局分として水道用水や工業用水の放射能検査費用、浄水汚泥埋め立て処分費用など昨年５９０万余り、今年、６８０万余り支払われ、企業局としては３回目の賠償手続きに入ると公表されております。山形県は市町村も含めて、放射能の検査、避難者の受け入れ支援など、原発事故以来、現在も継続して行っています。今議会も自生山菜の検査体制強化費用があげられています。これら県や自治体の東京電力に対する損害賠償請求は現在どうなっているのか明らかにしていただきたいと思います。危機管理監にお聞きします。

加藤危機管理監

東京電力に対する県の損害賠償請求の対応状況についてお答えします。

東日本大震災に伴う原発事故に伴って放射線対策や避難者支援、風評被害対策のために本来東京電力が負担すべき費用を県が代わって負担した経費につきまして、昨年 6 月に平成 22 年度分及び 23 年度支出分として約 5 億 6000 万円の損害賠償請求を行っております。

その後、証拠書類を提出しながら、県が実施した対策の詳細な内容。それらの対策が原発事故と相当因果関係があることなどを説明し、請求した経費は原発事故に伴い、県が支出を余儀なくされたものでありまして、県民負担とすべきでないことを東京電力に対して強く主張してまいりました。

しかしながら現時点で、東京電力は賠償金の支払い対象を法令若しくは政府からの指示などに基づいて地方公共団体が負担を余儀なくされた経費のうち、必要かつ合理的な範囲内なものに限定する旨主張しております。このことから本県の請求項目におきましても、食品の検査費用や空間線量の検査費用など一部の項目を除いて、支払い対象から除外されることとなりますので、県としては納得できる内容ではないものと考えております。

このような中、地下水を利用したプール水の検査費用や対象外とされる業務に従事した職員に対する時間外勤務手当て等、現時点で東京電力が賠償対象外している項目は、交渉が難航されることが予想されますので、現時点で東京電力が賠償している項目について全体の請求額から切り分けて賠償金の支払いの請求を受けることとして 8 月末を目途に賠償額の合意に向けて現在金額の精査を行っているところでございます。

また、現時点で東京電力が賠償対象外としている項目は、引き続き粘り強く、交渉を継続してまいりますが、今後公的な紛争解決機関であります原子力損害賠償紛争解決センターを利用した裁判

外紛争解決手続き ADR による解決や裁判所の訴訟提起も見据えながら損害賠償請求の正当性を強く主張して参りたいと考えております。

渡辺委員

今、答弁をいただきました。東京電力が原発事故の原因者ということで、全国でこういった損害賠償請求が行われておりますけれども、しっかりと県が被った費用は、あきらめずに粘り強く、最後まで交渉していただきたいと考えます。22 年度 23 年度分ですが、現在もかかっております。これからも続くと思います。21 日に岩手県は第 4 次の請求を行った。東京電力は消極的なので県と市町村と公開質問との形で、一緒になって牧草再生地も含めて 61 億新たに 4 次請求を行ったことも報道されています。山形県もしっかりと請求をやっていただきたい。

3. 避難者の民間借り上げ住宅の長期延長について

渡辺委員

次に避難者の方が現在も 8000 人を超えて、3.11 から見れば少なくなったと報道されていますが、現在も県内にたくさんおられます。今議会には原発事故の子ども被災者支援法に関する請願も提出されていますが、この方々が抱える困難さも長期化しております。経済的な問題や雇用、健康に関する不安、子どもの教育など多くの課題があります。沢山ある中で要望が共通しているもの、県に関わるもの借り上げ住宅について取り上げ行きたいと思います。福島県からの避難者は再延長されて 4 年間となりました。避難者の多くの方々は子どもと一緒で小中学校への入学や高校受験、入学などの転機を迎えます。今後の生活が続けられるのか一番辛いのは見通しがもてないことだと。1 年毎の延長でなく長期的視点にたって継続してほしいとの声がありますけれども、関係機関への働きかけを続けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

加藤危機管理監

現在、本県には福島県をはじめとして被災県から約 9,000 名の方が避難されております。県ではこうした方々への居住支援として、約 2,200 戸の民間借り上げ住宅の提供を行っております。この民間借り上げ住宅の供与期間は、被災地の恒久的な住宅の整備状況や除染作業の進捗状況など地域の復興状況に応じまして被災自治体の判断で１年を越えない範囲内で延長することが可能となっております。県では福島県からの応援要請を受けまして、昨年４月と本年５月の２度にわたり、民間借り上げ住宅の供与期間の延長を行ってきたところであります。しかしながら、被災地の復興にはなお時間を要する状況にあります。また、避難されている方が、帰還できる環境が整うまでの間は、民間借り上げ住宅の供与期間を延長することが望ましいと考えておりますので、先般、平成２６年度の国の政策等に対する提案におきまして、復興庁、厚生労働省に対しまして供与期間延長の働きかけを行ってきたところでございます。

渡辺委員

県では１年毎の延長を続けるようにと要望しているわけですけれども、今、避難者の方々からは長期的な視点で、継続をしてほしい。法的に災害救助法に基づくことで、制約があるかと思いますが、法改正も含めて山形県からでないと声は出せませんので、引き続きこういった避難者の方々の

声を届けていただきたいと申し上げて終わりにします。有難うございました。

4. 生活保護基準の切り下げに伴う他制度への影響について

生活保護について質問させていただきます。先の代表質問において生活扶助基準の引き下げが生活保護需給世帯に及ぼす影響額等について答弁がなされたところです。８月から実施されますけれども、３年間にわたる削減で例えば山形市の３人家族の概算で月 146,000 円から 15,000 円の減額になると示されました。世帯人員が多い、子育て世代ほど影響が大きくて、取り組まなければならない子どもの貧困対策とも相反する内容です。私は断固反対の立場です。３月に実施された山形県民医連の生活保護受給者の「生活実態調査」によりますと、受給後の生活が安定してホットしたと感謝の声とともに今後の保護費削減に対しては「現在もギリギリ生活している。下げないでほしい。反対」「自殺者が増えるのではないか」「贅沢をしているつもりはないのに何処を切り詰めたらいいのか」こういった切実な声がでてきております。保護費削減は地方公民給与とともに今年度国の地方交付税対策特徴となっており、私はとりやすいところから削るという国のひどい姿勢の表れだと考えます。

しかも、今回の基準引き下げは、生活保護受給世帯だけに影響するのではありません。政府は２月５日閣僚懇談会で、生活扶助基準引き下げで影響受ける国の他制度に出来る限りその影響が及ばないよう対応する方針を確認して、地方自治体が独自に実施している事業について国の方針を理解した上、各自治体で判断されるよう通知があったと聞いています。県は今回の生活基準引き下げにともない影響が生じる他の制度にはどういうものがあるのか。把握をしておられるでしょうか。県独自に実施しているものも含めて把握しているかどうか。また対応についてどう考えているのか健康福祉部長にお聞きしたいと考えます。

大泉健康福祉部長

生活扶助基準の引き下げに伴い他制度に生じる影響についてご質問いただきました。この度の生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響に関しましては、委員のおっしゃるとおり、政府は出来る限りその影響は及ばないようにすることを対応方針としております。厚生労働省から都道府県に対して、この方針の趣旨に沿った対応となるよう通知されております。さらに制度を所管する各省庁からも同様に通知されております。県からも市町村に対して政府の対応方針を踏まえた対応となるよう通知しているところでございます。

生活扶助基準見直しに伴いまして、影響を受ける可能性のある制度これは厚生労働省からの調査によりますと３８制度あります。これらの制度は大別すると、２つに分類することが出来ます。一つ目は、本人負担額に伴う減免基準に伴う決定に際しまして、市町村民税の課税状況を参照する制度でございます。これらは１８制度ありまして、介護保険料や保育所保育料の本人負担額の階層区分の決定ですとか、国民年金保険料の申請免除の要件などが含まれております。

今年度に関しましては、２４年の所得対する課税状況が参照されるために影響は無く、来年度以降は２６年度以降の税制改正を踏まえた対応になります。

２つ目は本人負担額等の減免基準の決定に対して、生活保護基準を直接参照している制度です。これらは２０制度ありまして、このうち国の制度の主なものとして、就学援助制度における学用品費の支給、特別支援教育就学奨励費などがありますけれども、今年度は政府の対応方針沿って、対

応されることとなっております。この他に県単独事業として高等学校等奨学金のうち、特別貸与奨学金制度がございますが、教育委員会では今年度は影響が及ばないように対応していくと聞いております。

渡辺委員

国から通知が来ているものは税で対応するとか、影響が及ばないようにとの答弁があったのですが、単独で実施しているものとして奨学金の制度がありましたが、その他にも保護基準を準用したりするものは、県の制度にないのでしょうか。

大泉健康福祉部長

県として単独で行っているのは、奨学金制度のみと承知しております。

渡辺委員

奨学金制度ですが、例えば、様々な使用料であるとかそういったものの減免の制度、そういったものが影響してこないのか。各部局でそれぞれ、健康福祉部に関わることは、健康福祉部と国の制度とか発信をしていただくことになると思いますが、それぞれのところで減免制度がある。例えば産業技術短大などがあります。授業料の減免をやっております。生活保護基準であるとか、様々な一定の基準をもって準用したり、そういったことをやっております。各部局でこういったことをきちっと捕らえて影響がでないかどうか、対象者がいないかどうか把握についてもやってもらいたい。いかがでしょうか。

大泉健康福祉部長

委員おっしゃるとおり、今回の基準改正に関しまして、及ぼす影響がいろいろなところにでてくると承知しております。関係する各部局に相談しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えてとります。

渡辺委員

是非、生活保護受給者だけでなく、低所得者世帯全般にそういった影響が及ぶわけですので、今ある制度が後退をしないように、検討、調査、把握、対応をしていただきたい。

5. 生活保護法改正による県の対応について

渡辺委員

政府は生活保護基準の見直しに続いて、就労支援、扶養義務の強化、不正受給に対する罰則強化などについて来年４月から実施すべく改正案を出し現在審議中です。扶養義務の調査権限の強化は大きな問題があると思います。DV 被害者を追い込んでしまうのではないかとの恐れ。県内でも DV 被害者が増加している実態があります。母子で DV から逃れて経済的困窮している場合に、支援を求めたくても、扶養義務照会で夫に居場所を知られて、また暴力被害に合うのではないか不安が絶えず、付きまといます。大阪でもそういうことが推定されるようなお母さんと子どもさんの変死事件がありました。もう一つの例として、県内のある方から、私の元にこういう訴えがありました。

扶養義務の照会、私も取り寄せて見たのですけれども、扶養義務の回答に土地・田畑・資産とか世帯の月収を記載する項目があります。その方からココまで回答しなければならないのかとの訴えでした。例えば、年金暮らしの方が保護申請を出された場合、嫁いで別世帯で暮らしている娘さんのところにこういうのがいくのです。捜査権限が強化されれば、婚家先まで影響を受けるのではないかとの恐れがでてきて保護申請はやめると。これまでもそういった方がおられるのですけれども、益々増加するのではと予想されますが、今、審議もされておりますが、運用がどのように扶養義務の調査になっていくのでしょうか。

大泉健康福祉部長

扶養義務者等に対しての報告を求める規定の新設についてご質問をいただきました。生活保護法の改正案について現在国会で審議中でありますので、改正案の趣旨に関して、厚生労働省で現時点、おいて説明をしている内容に基づいて、お答えしたいと思います。

扶養義務者に対して、報告を求めることが出来るのは、保護の開始時に要保護者の扶養義務者が明らかに扶養が可能と思われる場合でありまして、対象となるケースが極めて限られると聞いております。

要保護者が DV 被害を受けている場合などは、保護を必要とするものに対しての保護の妨げがなるような場合、報告を求める対象にならないと聞いております。

いずれにしましても、この改正案の扶養義務者等からの報告に関する規定の運用は、詳細が全然伝えられてきておりません。従いまして、報告書の様式も手元に届いておりませんし、どのような運用をしていくのか。一切詳しい説明を受けていない状況です。

渡辺委員

国会の審議中ですから、詳細はわかっていないとのことですから、審議の中身、報道される範囲では福祉事務所の調査の権限が強化される方向が報道されております。私も言ったように心配されるのは生活保護では水際作成が報道されてきましたけれども、申請をしようとする段階で、既に申請が出来にくい。申請書が交付されないであるとか。扶養についても、「扶養義務の調査がちゃんと行きますよ」と言われた段階で既に申請をあきらめる。今強化になっていない。今のところはまだ強化されていないとなっていますが、現在でも数多くいます。私も経験しています。DV の被害者の件は今でも、そういう方は通知をしないとなっているにもかかわらず事件がおきたり、居所を行政であるとか、警察であるとか知られてしまって事案も報道されています。ですから、扶養義務の調査はより慎重に対応を。要件ではないのだと、申請権を侵害しないような、民事、家族関係に行政が立ち入りことになるわけですから、そこは慎重な対応が今からでも、しっかりとやっていいただきたい。そこのところだけもう一度お願いします。

大泉健康福祉部長

先日の代表質問の時に生活保護のあり方についてお答えしたとおり、いつでも利用しなければならない困窮した状況になったときは速やかに利用できて、尚且つ就労支援等により、出来るだけ早く就労していただく手立てをとるべきだと考えております。

実際に申請する窓口において、申請を妨げるような方法での対応を当然していくべきでなく、そのようなことがないように各福祉事務所等にもお話をしておりますし、情報を関係団体、民生委員から連携を取りながら幅広く集めて対応してまいりたい。

6. 看護職員需給見通しなど看護師確保状況について

渡辺委員

次の項目に移ります。看護師不足の解決について取り上げます。県は看護職員のサポートプログラムを策定して取り組んでいますけれども、あらためて現状についてお聞きをしたいと思います。第 7 次の看護職員需給の見通しで需給の差はどの位か、県内看護師養成の卒業生における県外県内就業状況はどうなのか。それぞれ全国の都道府県でどのくらいの位置にあるのかお聞きをしたいと思います。

大泉健康福祉部長

本県の看護師不足の現状についてのご質問でございますが、本県の看護職員数ですが、22 年 12 月末現在ですと、13,976 人。人口 10 万人当たりでは 1195.6 人。これは全国平均が 1089.8 人ですので、全国平均を上回っております。しかし、23 年から 27 年までの第７次山形県看護職員需給見通しにおきましては平成 23 年末では 934 人であった不足数は、27 年末には 449 人。徐々に改善されるとなっておりますけれども、依然として需給ギャップが解消されない見通しとなっております。こうした現状は、毎年出産や育児や健康問題などを理由に離職せざるを得ない方がいるほか、介護事業所等の増加による看護師ニーズが高まる一方で、県内看護師の学校養成所の新卒者が県内の病院等に６割程度しか就業しない。国平均が７割ですので、全国より下回っています。このことが主な要因、非常に大きな課題であると認識しています。

渡辺委員

第７次看護職員等需給見通しが答弁でありましたけれども、23 年に 934 人が 27 年に 450 人と。需給ギャップが 97.0%で、全国で佐賀が 97%、千葉が 97.1%で、山形県は下から数えて 2, 3 番目。そういう状況です。需給の差がたくさんある。まだまだ足りない現状です。県内の看護学校卒業では、61.5%の定着で全国 44 位。県外に行くのは 38.5%で全国３位。まだまだ足りない現状。これを何とかしなければならないということで全力をあげて担当ではやってくださっていると思うのですが、その中で庄内地域について取り上げたいと思います。

7. 日本海病院独立行政法人化に伴う県職員引き上げ状況と大量採用について

渡辺委員

平成 20 年度に日本海病院総合病院が県立病院から独立行政法人化になって、勤務していた職員は選択を迫られて、県職員を選択した看護師さんは 22 年度から３年間にわたり日本海総合病院から引き上げて庄内から移動されて、庄内に残った方もいるかも知れませんけれども、引き上げて県職員に復帰をして日本海病院は独法採用の看護師さんを新たに大量に募集をしました。公立病院と違っ

て４月だけでなく採用も日本海病院の場合はやっています。採用は新卒だけでなくて、既卒もかなり多くなっています。聞きに参りましたら日本海病院は半分くらいか、もっと多いかといっておりましたけれども、地域の民間病院からは影響が大きくて「やっと育てた看護師さんが移ってしまう」「地域医療を担えなくなる」と悲鳴が上がっています。

県として独法化による看護職員の引き上げ、その状況、県職の復帰数、採用状況、その影響を把握しているのか、お聞きをしたいと思います。

大泉健康福祉部長

庄内地域の看護師不足の課題についてのご質問でございますが、庄内地域の個別の課題といたしましては、庄内地域の看護師等養成所の定員が村山地域と比較すれば少ない背景がある中で、平成22 年度に酒田市立として開校した酒田看護専門学校では開校するまでの２年間、従前の設置者であった法人が学生を募集しなかった。その分の新卒の看護師、１学年 30 人の２年分が輩出できなかった特殊な事情がございます。また、日本海総合病院で委員のおっしゃるとおり、22 年から 25 年にかけて県に 90 名看護職員が復帰しました。その 90 名を補充するのと、７対１看護配置基準を取得するために、さらに日本海だけでなく庄内では他にも幾つかそのような病院がございますので、そちらで採用数が増加した要因も影響して、庄内の看護師不足が顕在化したと認識しております。

渡辺委員

７対１の看護体制と酒田の看護学校が募集停止した時期があった。それから独立行政法人化で 90 人看護師さんが県職に復帰したので募集をされたと答弁されましたが、それが庄内地域では重なった。

この間、私は庄内地域の中核病院、公立、日本海病院、民間の聴き取り調査を行いました。近年の看護師不足は深刻で病棟を維持できないために病床を減らしたところもありますし、何よりも看護師さんの労働がものすごく過酷になっています。年休も取れない、県立も公立もそういうところがたくさん散見されます。それ自体、看護師さんが不足だとの現れですが、通常、夜勤は月８日以内との目安ありますね。県医労連の夜勤実態調査によりますと、月に９回、１０回どころか、１１回が７人。１２回が５人との病院もありました。その病院の方々は県にも要請をなさっていることがありますので、ご存知かもしれませんのが、本当に悪循環で疲弊し、どうなるかとの話をされていました。独法化であるとか、その他の要因もあわせてこの間、庄内地域の需給のバランスが大きく崩れたんだと如実に現れているんだと思います。今、部長も答弁されましたが認識をされて、対応されていただきたいと申し上げておきます。

8. 看護需給ギャップが大きい。もっと支援が必要ではないか。

渡辺委員

県は今年度、県立保健医療大学の看護学科の定員増に向けた準備であるとか、看護教員養成の取り組みを始めていますけれども、看護師の需要は医療分野だけにとどまりません。保育・介護、福祉施設でも高まっています。全国的に山形の需給ギャップが大きいが、どう解消していくか。これだけで解消できるのか。もっと看護師養成の機関を動きがあったら支援していくとか。環境を整備

していくとかの支援が必要でないかと考えますが、県の取り組みについてお答え願います。

大泉健康福祉部長

看護師確保にかかる県の取り組みのご質問ですが、委員ご指摘のとおり、非常に看護師不足が大きな課題となっている本県におきまして、なんとか、看護師不足を解消するために、全国に先駆けまして山形方式看護師生涯サポートプログラムを昨年３月に策定しまして、学生の確保定着、離職防止、キャリアアップ、再就業促進この施策４本柱としまして、新卒看護師の県内定着率を何とか全国平均の 70%代に引き上げる目標を掲げまして、関係機関と一体となって総合的な看護師確保対策を行っております。

看護師さんを県内の定着率をいま 10%ほど乖離がありますのでそこをなんとか、全国平均にすることと、ご質問の中にありました介護現場等での看護師さんの不足等に関しましては、ナースセンター等を通じまして、できるだけ再就業を促進して、さらに潜在看護師等に新たな職場として働いていただきたいと考えまして先ほどの４本柱の再就業促進と学生確保、定着を目指してやっています。さらに県内の看護教育体制の充実強化を図るために、今年５月から本県で初めて看護教員養成講習会を保健医療大学において開催しております。これは県内では看護師養成所で定員を増やそうとしても看護教員が不足している実態がありますので、それを踏まえまして本県で初めて開催しているところです。

加えまして将来的な看護師需要増加ですとか、地域の看護師不足に対するために保健医療大学の看護学科の入学定員増に向けて具体的な検討を行っているところでございます。学生の確保の他に離職防止のための病院内保育所の運営に対する支援ですとか、再就業促進のためのナースセンター事業への支援等も引き続き強力に推進してまいりたい。県全体及び地域の看護師確保対策を積極的に進めたいと考えております。

渡辺委員

県では、答弁されたことでギャップを解消しようと取り組んでおられると思うのですが、今すぐとはならないと思いますが、ただ４５０人のギャップは果たして解消できるのか。私は難しいのではないかと。先を見据えて更なる手も、看護師確保の推進の会議もなさって県だけではなくて様々な方々と協力し進めておられると思います。今後も積極的にギャップ解消に向け取り組んでいただきたい。

9. 介護労働調査　「もっと専門職としての位置づけを」

渡辺委員

県は昨年度、介護労働実態調査を実施しました。県内 1118 事業所。労働者が 1 万人を越えるようなところから回答を得たことで、先ごろ調査結果が公表されました。この調査は介護職員のサポート施策に反映させるため行われたものですが、介護の現場からは「もっと専門職として位置づけていただきたい」待遇改善を求める声が大変多くあります。「非正規から正規職員への道を広げてほしい」とか、向上のための施策、研修とか資格取得を支援して「モチベーションが維持して働き続けられるようにしていただきたい」と、現場から私のところにも労働実態調査に期待をする声があ

りますけれども、結果についてと課題と今後の取り組みについて、簡潔にお願いしたい。

大泉健康福祉部長

介護職員サポートプログラムについてご質問をいただきました。看護職員が安心して従事できる体制の構築に向けた各種施策を総合的に推進するための介護職員サポートプログラムの策定を今年度行っております。その策定を目的にして昨年度、県内すべての介護事業所とそこに勤務する介護職員等を対象にアンケート形式による介護労働実態調査を実施しました。これは全県規模の悉皆調査ことから、現場の声や実態がより反映されたものと認識しております。調査結果の主なものを申し上げますと、介護職員等の 1 年間の離職率は、全国平均よりは 3 ポイントほど低い、13.2%。全ての事業所で人員基準は満たしているのですけれども、事業所の管理者の 40%はより良い介護サービスを提供するには従業員が不足を感じていると答えています。また、介護職員の労働条件の不満は、「仕事内容の割に賃金が低い」これは一番多くて半数を超える 56%の職員が不満としております。続いて「有休がとりにくい」「人手が足りない」「負担が大きい」が高い率を示しております。

委員ご指摘の通り今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、介護サービスの需要が増える中でどうやって質の高い介護サービスを担う人材を安定的に確保していくかが必要になります。そのためのクリアすべき課題、今回の調査結果から次の 5 つが浮かび上がってきたところです。

1 つ目は介護人材の育成確保。2 つ目が定着・離職防止。3 つ目がモチベーションとして介護職のイメージアップ。4 つ目の介護技術、知識の向上。5 つとして、これが一番大きいのですが賃金など雇用環境の改善があります。この課題の解決に向けましては、県と事業所、養成教育機関、関係団体等による役割分担と連携協働によりまして、介護人材の確保定着等の促進に一体的に取り組むことが重要であると考えております。この点についても介護職員サポートプログラムに十分反映させていくことが必要と考えております。

また、賃金などの雇用関係の改善は、これは介護報酬の改定等を伴う課題でございますので、新潟県を含む北海道・東北 7 県、保健福祉主幹部長会議等で国に対して、要望しているところで要望しているところでございますが、引き続き国に対して働きかけたいと思います。

渡辺委員

介護職は、仕事が大変なわりには低賃金・重労働だとイメージがあって、人が集まらないとの声も聞きます。是非、サポート介護職の支援する施策が、効果がでるようにお願いしたい。部長、有難うございました。

10. 県立庄内海浜自然公園計画の未策定と風力発電計画について

渡辺委員

次に公園計画について質問させていただきます。庄内海浜県立自然公園の公園計画について、県と酒田市によって、風力発電建設が計画されている場所は、庄内海浜県立自然公園内にあります。一般的に県立自然公園は、公園計画も定め、あわせて特別地域を定めることとなっており、規制は第一種特別地域など、地域を区分して定めることになっています。地域区分によって、開発行為や風力発電設置などが禁止、許可、届出と規制をされています。庄内海浜県立自然公園は、未策定と

のことで、策定に向けた自然環境の調査が行われていると聞きますけれども、進捗状況がどうなっているのか。また、公園計画が策定されていない公園に風力発電を建設する計画となったわけですけれども、その経過について、またどのような議論があったのか。環境エネルギー部長にお聞きをしたいと思います。

森谷環境エネルギー部長

庄内海浜県立自然公園にかかる公園計画の策定に向けた進捗状況ですが、平成 21 年度から着手しておりまして、関係者のご意見をお伺いし、22 年度から昨年度まで 3 年間にわたりまして、自然環境の調査を実施したところです。事前の段階が終わったところで、今後ですけれども、これまで頂いた関係者のご意見、それから自然環境調査の結果を踏まえるとともに森林法をはじめとする土地利用関係法令における位置づけなどを総合的に勘案いたしまして、さらには、関係行政機関との調整を進めながら最終的には、環境審議会への答申との運びになりますけれども、まずはベースとなる検討素案を今後 1 年くらいに目途に取りまとめて成案に向けた作業を進めて参りたい。

今般の風力発電の経緯についてですが、昨年 3 月に策定しました第 3 次県環境計画では、県の環境審議会における議論を踏まえまして、優れた自然の風景地として指定されている自然公園内には風力発電の適地が多い。その導入を促進するために自然公園の価値を著しく損なう恐れのある地域、或いは貴重な動植物の生息、生育に重大な影響を及ぼす地域を除いて、風力発電施設の整備に配慮すると盛り込まれたところです。これを受けまして県立自然公園における許可届出に関する審査指針がございますけれども、これを見直しまして、審査に際しましては、県内の優れた自然の風景地の保護、生物多様性の確保を図ることを基本としながら大震災後のエネルギー政策見直しなど社会情勢の変化等を考慮しまして、持続発展可能な社会の構築に向けて総合的な判断を行うとしたところでございます。

また審査指針では、再生可能エネルギー導入は喫緊の課題であるとのことで、公園計画を策定されていない自然公園におきましては、国指定の鳥獣保護特別保護地区及びその周辺の地域、また、社叢林（しゃそうりん）及び周辺地域、さらには貴重な動植物の生育、生息に重大な影響を及ぼす恐れのある地域、これは保全を図るべく、風力発電の設置を認めない地域といたします一方、それ以外の地域は、風力発電の設置を弾力的に認める取り扱いとしたところです。

企業局によります風力発電事業設置場所の選定にあたりましてですけれども、県の環境計画、審査指針を踏まえますとともに、風力発電の適地調査の結果や民家からの距離など立地条件を考慮しまして、酒田市の十里塚海岸の黒松林から海側のほうに、100m 程度はなれた砂地、ここに建設場所として選定した敬意でございます。

今般の計画は県立自然公園内の事業でありますので、貴重な土植物の生息状況、さらには生息が確認された場合の影響の度合いが重要なポイントなりますので、この事業にかかる環境影響評価は、環境影響評価法と同様の調査内容で実施いたしますとともに、影響評価の内容が十分なものとなるように方法書、準備書など環境影響評価手続きの各段階に応じまして、住民の方々に丁寧に説明をするとしています。

また審査に向けましては、環境影響評価にかかる調査審議機関でございます県の環境影響評価審査会に県環境審議会、第三者機関のご意見をお聞きしながら、しっかりとした調査を行い、環境に十分配慮した事業になるように進めているところでございます。

□